

定例監査の結果（令和８年７月３１日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 6 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	消防学校	令和 8 年 6 月 9 日	令和 8 年 5 月 21 日	実地
2	県立総合技術研究所 食品工業技術センター	令和 8 年 6 月 4 日	令和 8 年 5 月 14 日	実地
3	県立総合技術研究所 東部工業技術センター	令和 8 年 6 月 5 日	令和 8 年 5 月 19 日	実地
4	県立広島高等技術専門校	令和 8 年 6 月 16 日	令和 8 年 5 月 28 日	実地
5	県立技術短期大学校	令和 8 年 6 月 16 日	令和 8 年 5 月 28 日	実地
6	県立教育センター	令和 8 年 6 月 16 日	令和 8 年 5 月 21 日	実地
7	県立三原東高等学校	令和 8 年 7 月 31 日	令和 8 年 6 月 3 日	書面
8	県立海田高等学校	令和 8 年 6 月 1 日	令和 8 年 6 月 1 日	実地
9	県立佐伯高等学校	令和 8 年 5 月 14 日	令和 8 年 5 月 14 日	実地
10	県立豊田高等学校	令和 8 年 7 月 31 日	令和 8 年 6 月 5 日	書面

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
11	県立高陽東高等学校	令和8年7月31日	令和8年6月9日	書面
12	広島中央警察署	令和8年4月21日	令和8年4月21日	実地
13	広島西警察署	令和8年7月31日	令和8年5月13日	書面
14	山県警察署	令和8年7月31日	令和8年5月11日	書面
15	福山北警察署	令和8年5月12日	令和8年5月12日	実地

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは「検討要請事項」としている。

1 消防学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- イ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ウ 組織体制 2 課（総務課、教務課）
- エ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
現員 6 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 1 人
会計年度任用職員数 2 人
市町等からの受入職員数 8 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県消防学校プールろ過装置修繕工事（令和 7 年度） 広島県消防学校寮棟空調機更新工事（令和 7 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 14 条

【改善を求める事項】

郵便切手の管理について

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に購入したことにより、当年度の使用実績を大幅に上回る額を繰り越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用枚数に応じて計画的に行い、過剰な在庫とならないよう適正な管理に努める必要がある。

2 県立総合技術研究所食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 食品工業技術に関する試験研究及びその成果の技術移転
食品工業技術に関する指導・研修・情報提供等
設備の利用提供、試験・検査・分析・鑑定等
- イ 所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ウ 組織体制 3 部 1 担当〔総務担当、技術支援部、生物利用研究部、食品加工研究部〕
- エ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
現員 27 人（うち暫定再任用職員数 1 人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 2 人
会計年度任用職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 県立総合技術研究所東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究、各種試験、分析、測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- イ 所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ウ 組織体制 総務担当、技術支援部、材料技術研究部、加工技術研究部
- エ 職員数（令和8年4月1日現在）
現員 29人（うち暫定再任用職員数 1人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 1人
会計年度任用職員数 4人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

金庫の管理について

金庫の管理において、業務開始時に金庫を開錠した後、業務終了時まで施錠していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第46条
----	-------------

4 県立広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
現員 17 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 0 人
会計年度任用職員数 20 人

オ 職業訓練実施状況（令和 7 年度）

(ア) 施設内訓練

（単位：人）

訓練科目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 （普通課程）	自動車板金科	1 年	15	1	1	1	0
	電気設備科	1 年	20	10	10	8	8
	建築インテリア科	1 年	20	14	13	9	8
	小 計		55	25	24	18	16
普通職業訓練 （短期課程）	自動車板金科	1 年	5	0	0	0	0
	小 計		5	0	0	0	0
合 計			60	25	24	18	16

（注）・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

(イ) 委託訓練

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科（R7-R8） 2 コース	2 年	15	8	7	7	—
情報管理課科（R7-R8） 1 コース	2 年	5	1	1	1	—
精神保健福祉士養成科 1 コース	1 年	5	3	2	1	1
社会福祉士養成科 1 コース	1 年	5	6	5	4	1
簿記+PC 基礎科等 38 コース	3 ～ 6 か月	695	477	427	299	128
合 計		725	495	442	312	130

（注）・介護福祉士養成科及び情報管理課科の修了者数は、進級者数。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

(ウ) 在職者訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
短期 課程	第二種電気工事士（学科）	12 時間	10	7	7	7
	第二種電気工事士（実技）	12 時間	10	3	3	3
	第一種電気工事士（学科）	12 時間	10	0	—	—
	第一種電気工事士（実技）	12 時間	10	0	—	—
合 計			40	10	10	10

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 県立技術短期大学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、教務課）
- エ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
現員 22 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
（校長、庶務課職員 6 人、訓練企画担当職員 4 人は広島高等技術専門校と兼務。）
再任用職員数（フルタイムを除く） 0 人
会計年度任用職員数 10 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 7 年度）

(ア) 専門課程（施設内訓練）

（単位：人）

訓 練 科	訓練期間	学年	定 員	応募者数	入校者数	在籍者数	修了者数
機械システム 技術科	2 年	1	15	2	2	2	—
		2	15	3	2	—	1
制御システム 技術科	2 年	1	15	9	9	9	—
		2	15	6	6	—	4
合 計			60	20	19	11	5

(イ) 専門短期訓練（在職者訓練）

（単位：人）

訓練科目（講座名）	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械システム技術科 4 講座	12 時間又は 18 時間	40	11	10	10
制御システム技術科	12 時間	10	2	2	2
合 計		50	13	12	12

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 県立教育センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究
教育関係職員の研修
県立学校及び市町立学校に係る教育指導
高等学校生徒の実習
教育に関する資料の収集、作成、教育関係職員への提供
教育に関する相談
その他教育の振興充実に関し必要な事業
- イ 所在地 東広島市八本松南一丁目2番1号
- ウ 組織体制 5部（総務部、企画部、教科教育部、特別支援教育・教育相談部、教育情報部）
- エ 職員数（令和8年4月1日現在）
現員 49人（うち暫定再任用職員数 0人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 0人
会計年度任用職員数 3人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立三原東高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 三原市中之町二丁目7番1号
- ウ 教職員数（令和8年5月1日現在）
 本務者数 20人（うち暫定再任用職員数 0人）
 再任用職員数（フルタイムを除く） 1人
 会計年度任用職員数 7人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		32	26	57	115
充足率（％）		40.0	32.5	71.3	47.9
退学者（人）		7（0）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	12人（27.9％）			
	専修・各種	15人（34.9％）			
	就 職	14人（32.6％）			
	その他	2人（4.6％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和8年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和7年度（令和8年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立海田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 安芸郡海田町つくも町1番60号
- ウ 教職員数 (令和8年5月1日現在)
- 本務者数 61人 (うち暫定再任用職員数 3人)
- 再任用職員数 (フルタイムを除く) 7人
- 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				家政科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600	80	80	80	240	280	280	280	840
生徒数 (人)		201	199	192	592	59	44	78	181	260	243	270	773
充足率 (%)		100.5	99.5	96.0	98.7	73.8	55.0	97.5	75.4	92.9	86.8	96.4	92.0
退学者 (人)		0 (0)				2 (0)				2 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	217 人 (92.0%)				28 人 (46.7%)				245 人 (82.8%)			
	専修・各種	17 人 (7.2%)				24 人 (40.0%)				41 人 (13.9%)			
	就 職	1 人 (0.4%)				8 人 (13.3%)				9 人 (3.0%)			
	その他	1 人 (0.4%)				0 人 (0.0%)				1 人 (0.3%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和8年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和7年度(令和8年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 現金領収に係る事務処理について

証明事務手数料の現金領収に係る事務処理について、広島県会計規則に定められた期限(翌開庁日)までに現金を金融機関に払い込んでいないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

件数・金額	3件 2,100円
根 拠	広島県会計規則第45条第6項

イ 備品の管理について

寄附により取得した次の備品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品 名	テント 2張
-----	--------

根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
-----	-----------------

9 県立佐伯高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 廿日市市津田 8 5 0
- ウ 教職員数 (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 1 6 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
- 再任用職員数 (フルタイムを除く) 0 人
- 会計年度任用職員数 1 4 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	38	31	36	105
充足率	(%)	95.0	77.5	90.0	87.5
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	9 人 (37.5%)			
	専修・各種	7 人 (29.2%)			
	就職	4 人 (16.7%)			
	その他	4 人 (16.7%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 8 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 7 年度 (令和 8 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立豊田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市安芸津町小松原 1202-4
- ウ 教職員数 (令和8年5月1日現在)
- 本務者数 15人 (うち暫定再任用職員数 2人)
- 再任用職員数 (フルタイムを除く) 1人
- 会計年度任用職員数 10人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	41	34	33	108
充足率	(%)	102.5	85.0	82.5	90.0
退学者	(人)	6 (0)			
休学者	(人)	1			
進学就職	大学・短大	3人 (10.0%)			
	専修・各種	7人 (23.3%)			
	就職	18人 (60.0%)			
	その他	2人 (6.7%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和8年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和7年度(令和8年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、収入手続がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

内 容	売店に係る電気料金(令和8年3月分、4月分)
	放課後学習塾に係る電気料金(令和8年3月分、4月分)
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第27条 行政財産の使用許可及び使用料等の取り扱い要領

11 県立高陽東高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市安佐南区落合南八丁目 12 番 1 号
- ウ 教職員数 (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 61 人 (うち暫定再任用職員数 4 人)
- 再任用職員数 (フルタイムを除く) 3 人
- 会計年度任用職員数 21 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720
生徒数	(人)	240	238	233	711
充足率	(%)	100.0	99.2	97.1	98.8
退学者	(人)	1 (1)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	162 人		(69.5%)	
	専修・各種	57 人		(24.5%)	
	就職	10 人		(4.3%)	
	その他	4 人		(1.7%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 8 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 7 年度 (令和 8 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市中区基町9番48号
- ウ 所管区域 広島市中区
- エ 組織体制 10課1隊（警務課、会計課、地域企画課、地域課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊）
- オ 職員数（令和8年4月1日現在）
- | | | |
|------------------|-----------------|-----|
| 現員 | 400人（うち暫定再任用職員数 | 1人） |
| 再任用職員数（フルタイムを除く） | 2人 | |
| 会計年度任用職員数 | 12人 | |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 広島西警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市西区商工センター四丁目1番3号
- ウ 所管区域 広島市西区
- エ 組織体制 9課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和8年4月1日現在）
現員 221人（うち暫定再任用職員数 1人）
再任用職員数（フルタイムを除く） 2人
会計年度任用職員数 9人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 山県警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 山県郡安芸太田町加計 3760－1
- ウ 所管区域 山県郡
- エ 組織体制 5 課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課）
- オ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
- | | | | |
|------------------|------|-------------|------|
| 現員 | 53 人 | （うち暫定再任用職員数 | 0 人） |
| 再任用職員数（フルタイムを除く） | 0 人 | | |
| 会計年度任用職員数 | 0 人 | | |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 福山北警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 福山市神辺町大字新道上三丁目 14 番
- ウ 所管区域 福山市北部及び神石郡神石高原町
- エ 組織体制 8 課（警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- オ 職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）
- | | | |
|------------------|------------------|------|
| 現員 | 158 人（うち暫定再任用職員数 | 1 人） |
| 再任用職員数（フルタイムを除く） | | 1 人 |
| 会計年度任用職員数 | | 2 人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。